

□ 自己資本の充実の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を図っています。健全経営のため内部留保の増強に努めた結果、令和６年３月末の当ＪＡの自己資本比率は、16.08％であり、国内基準の目安である４％を大幅に上回る水準を保持しています。

当組合の自己資本は組合員の皆さまの出資や事業の利用による結果としての剰余金から構成されています。

普通出資による資本調達額

(単位：百万円)

項 目	内 容
発行主体	富士伊豆農業協同組合
資本調達手段の概要	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	10,904（前年度10,964）

注：

1. 普通出資のうち47百万円は処分未済持分として、脱退時の組合員の出資相当額を当ＪＡで取得しており、この額はコア資本に不算入としています。
2. 当ＪＡには普通出資以外の回転出資金、劣後ローン等はありません。

当組合では、自己資本比率算出要領を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理をし、リスクに対応した十分な自己資本の維持を図り、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 自己資本の充実の状況

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	118,533	118,820
うち、出資金及び資本準備金の額	10,971	10,912
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	107,944	108,279
うち、外部流出予定額(△)	326	323
うち、上記以外に該当するものの額	△ 56	△ 47
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	93	79
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	93	79
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	118,626	118,899
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	43	34
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	43	34
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	43	34
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	118,583	118,865
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	700,894	697,024
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	41,972	41,803
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	742,867	738,828
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	15.96%	16.08%

- 注： 1. 「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
信用リスク・アセット		エクス ポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクス ポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
現金		7,520	—	—	7,198	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		67,138	—	—	74,751	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		46,416	—	—	44,597	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		1,199	79	3	599	49	1
我が国の政府関係機関向け		3,512	210	8	2,109	160	6
地方三公社向け		796	139	5	1,035	187	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		1,245,379	249,075	9,963	1,237,270	247,454	9,898
法人等向け		69,230	35,317	1,412	57,819	28,422	1,136
中小企業等向け及び個人向け		126,945	80,993	3,239	130,602	83,368	3,334
抵当権付住宅ローン		139,869	48,302	1,932	130,019	44,894	1,795
不動産取得等事業向け		29,436	28,758	1,150	28,931	28,317	1,132
三月以上延滞等		496	229	9	503	330	13
取立未済手形		133	26	1	242	48	1
農業基金協会・信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 共済約款貸付		86,714	8,577	343	94,320	9,341	373
出資等		—	—	—	—	—	—
（うち出資等のエクスポージャー）		17,769	17,769	710	30,758	30,758	1,230
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
上記以外		127,860	224,561	8,982	125,765	221,989	8,879
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段の うち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関 連調達手段に該当するもの以外のものに係る エクスポージャー）		500	1,251	50	500	1,251	50
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の 対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		61,913	154,784	6,191	61,913	154,784	6,191
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない 部分に係るエクスポージャー）		2,610	6,525	261	2,125	5,312	212
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議 決権を保有している他の金融機関等に係るそ の他外部T L A C 関連調達手段に関するエクス ポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議 決権を保有していない他の金融機関等に係るそ の他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準 額を上回る部分に係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）		62,835	61,999	2,479	61,226	60,639	2,425
証券化		—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）		—	—	—	—	—	—
（うち非STC適用分）		—	—	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		10,522	6,850	274	5,769	1,701	68
（うちルックスルー方式）		10,316	6,644	265	5,769	1,701	68
（うちマンドート方式）		206	206	8	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）		—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）		—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）		—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクス ポージャーに係る経過措置によりリスク・アセッ トの額に算入されなかったものの額（△）		—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計		1,980,942	700,894	28,035	1,972,296	697,024	27,880
C V A リスク相当額 ÷ 8 %		—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		1,980,942	700,894	28,035	1,972,296	697,024	27,880
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額（基礎的手法）	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額			所要自己資本額			所要自己資本額
	a			$b = a \times 4\%$			$b = a \times 4\%$
		41,972		1,678	41,803		1,672
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計			所要自己資本額			所要自己資本額
	a			$b = a \times 4\%$			$b = a \times 4\%$
		742,867		29,714	738,828		29,553

7. 自己資本の充実の状況

注：

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を現エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランス含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。（当ＪＡはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。）
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{〔粗利益（正の値に限る） \times 15\%〕の直近3年間の合計額}{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	

注： 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するため必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和4年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	1,970,419	447,099	151,586	496	1,966,527	449,107	142,743	503
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		1,970,419	447,099	151,586	496	1,966,527	449,107	142,743	503
法人	農業	546	480	—	—	574	535	—	—
	林業	7	7	—	—	0	0	—	—
	水産業	2	2	—	—	2	2	—	—
	製造業	15,792	53	13,226	—	20,347	42	12,025	—
	鉱業	28	—	—	—	73	—	—	—
	建設・不動産業	21,555	4,071	7,812	—	26,150	4,197	7,205	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	16,625	—	16,546	—	12,511	—	12,334	—
	運輸・通信業	19,638	117	18,670	—	15,877	112	14,649	—
	金融・保険業	1,315,852	10,113	6,807	—	1,307,042	10,114	4,912	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	12,374	1,746	8,914	—	11,526	1,567	7,070	—
	日本国政府・地方公共団体	113,478	34,171	79,306	—	119,538	35,293	84,244	—
	上記以外	1,944	1,463	300	50	1,825	1,344	300	54
個人		394,872	394,870	—	445	395,899	395,899	—	499
その他		57,700	—	—	—	55,157	—	—	—
業種別計		1,970,419	447,099	151,586	496	1,966,527	449,107	142,743	503
1年以下		1,225,477	5,102	6,221		1,212,992	5,744	3,210	
1年超3年以下		25,133	8,809	6,324		13,218	8,806	4,411	
3年超5年以下		20,171	13,964	6,207		17,033	14,226	2,807	
5年超7年以下		26,892	17,568	9,324		23,853	15,135	8,218	
7年超10年以下		40,997	27,364	13,632		40,303	27,514	10,783	
10年超		489,601	369,710	109,876		496,755	373,429	113,312	
期限の定めのないもの		142,145	4,579	—		162,371	4,250	—	
残存期間別残高計		1,970,419	447,099	151,586		1,966,527	449,107	142,743	

注：

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます（当JAはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。）。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」には「コミットメント」の融資可能残額も含めています。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

7. 自己資本の充実の状況

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 4 年 度					令 和 5 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他				目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	112	93		112	93	93	79		93	79
個 別 貸 倒 引 当 金	1,295	1,187	92	1,203	1,187	1,187	765	393	794	765

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 4 年 度						令 和 5 年 度					
		期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
				目 的 使 用	そ の 他					目 的 使 用	そ の 他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設・不 動 産 業	68	25	—	68	25	—	25	23	—	25	23	—
	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸・通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融・保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸 売・小 売・飲 食・サ ー ビ ス 業	32	52	—	32	52	—	52	50	—	52	50	—
個 人	上 記 以 外	21	23	—	21	23	—	23	1	—	23	1	—
	業 種 別 系	1,172	1,084	92	1,079	1,084	92	1,084	689	393	691	689	53
業 種 別 系		1,295	1,187	92	1,203	1,187	92	1,187	765	393	794	765	53

注： 当J Aは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	リスク・ウェイト 0 %	—	138,261	138,261	—	141,606	141,606
	リスク・ウェイト 2 %	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4 %	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10 %	—	88,686	88,686	—	95,526	95,526
	リスク・ウェイト 20 %	7,618	1,256,430	1,264,048	8,822	1,250,130	1,258,953
	リスク・ウェイト 35 %	—	138,074	138,074	—	128,327	128,327
	リスク・ウェイト 50 %	54,243	1,114	55,357	43,866	896	44,763
	リスク・ウェイト 75 %	—	104,958	104,958	—	107,828	107,828
	リスク・ウェイト 100 %	3,308	112,635	115,944	1,202	123,668	124,871
	リスク・ウェイト 150 %	—	63	63	—	111	111
	リスク・ウェイト 250 %	—	65,024	65,024	—	64,539	64,539
	その他	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	—	—	—	—
計		65,170	1,905,249	1,970,419	53,892	1,912,634	1,966,527

注：

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- リスク・ウェイト1250%を適用する残高は、当JAにはありません。

7. 自己資本の充実の状況

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が付与されているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	400	—	—	100	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,403	—	—	501	—
地方三公社向け	—	100	—	—	100	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	38	13	—	10	10	—
中小企業等向け及び個人向け	134	11,003	—	96	12,325	—
抵当権付住宅ローン	8	5	—	0	4	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	5	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	0	7	—	0	5	—
合 計	182	12,932	—	108	13,052	—

注：

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金、取立未済手形、未決済取引、その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資（県信連等のＪＡグループ等への出資）については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和４年度		令和５年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	5,152	5,152	15,883	15,883
非上場	65,315	65,315	65,337	65,337
合計	70,467	70,467	81,220	81,220

注：「時価評価額」は時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計です。

7. 自己資本の充実の状況

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
151	20	—	801	187	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
326	118	2,923	182

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	10,316	5,769
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	206	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告に係る事項を「余裕金運用等に係るリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当J Aは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションに係る基準日時時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、全期間固定金利型住宅ローン残高が償還で減少したこと等によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（ Δ ）

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会及び理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

◇ Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

7. 自己資本の充実の状況

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△ E V E		△ N I I	
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	15,564	12,801	△ 1,323	△ 1,276
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	△ 23,016	△ 22,608	161	382
3	ス テ ィ ー プ 化	20,413	18,510		
4	フ ラ ッ ト 化	△ 16,368	△ 14,957		
5	短 期 金 利 上 昇	△ 3	△ 3,886		
6	短 期 金 利 低 下	1	3,189		
7	最 大 値	20,413	18,510	161	382
		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
8	自 己 資 本 の 額	118,583		118,865	

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。